

# お知らせ

課名	財政課
担当	中川
内線	2201
直通	226-7232

## 平成30年6月岡山県議会定例会提出予定案件

平成30年6月1日

件名		内容		
1 予算案件 (1)		(単位：千円)		
会計名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 平成30年度岡山県一般会計補正予算 (第1号)		677,106,646	6,068	677,112,714
2 事件案件 (2)	1 工事委託契約の締結について (2)	<p>◎国際拠点港湾水島港玉島地区玉島ハーバーアイランド 7号埠頭岸壁荷役機械基礎工事 工 期 議決の日から平成31年3月31日まで 委託金額 1,099,937,118円 委 託 先 中国地方整備局</p> <p>◎児島湖流域下水道浄化センター建設工事 (その20) 工 期 議決の日から平成33年3月31日まで 委託金額 2,471,900,000円 委 託 先 日本下水道事業団</p>		
3 条例案件 (6)	別紙のとおり			
4 その他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 3件 97,730円</p> <p>◎自立促進資金貸付金の返還請求に関する訴えの提起について 1件</p> <p>◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の返還請求に関する訴えの提起について 5件</p>		

件 名		内 容
		◎高等学校貸付奨学金の返還請求に関する訴えの提起について 2件
	平成29年度繰越計算書について	◎平成29年度岡山県一般会計繰越明許費繰越計算書 ◎平成29年度岡山県営食肉地方卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書 ◎平成29年度岡山県公共用地等取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書 ◎平成29年度岡山県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書 ◎平成29年度岡山県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 ◎平成29年度岡山県営電気事業会計予算繰越計算書 ◎平成29年度岡山県営工業用水道事業会計予算繰越計算書

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県税条例等の一部を改正する条例	税務課	<p>地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税の税率を段階的に引き上げる等所要の改正を行うものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>1 岡山県税条例の一部改正</p> <p>(1) 個人の県民税</p> <p>ア 所得割の納税義務者に係る調整控除について、その適用の対象から前年の合計所得金額が2,500万円を超える者を除く。</p> <p>イ 配偶者特別控除の対象となる配偶者を有する所得割の納税義務者に係る調整控除について、その適用の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を45万円未満から55万円未満に引き上げる。</p> <p>(2) たばこ税</p> <p>ア 税率（現行1,000本につき860円）を次のとおり引き上げる。</p> <p>(ア) 平成30年10月1日から平成32年9月30日までの間に売渡し等が行われるもの 1,000本につき930円</p> <p>(イ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間に売渡し等が行われるもの 1,000本につき1,000円</p> <p>(ウ) 平成33年10月1日以後に売渡し等が行われるもの 1,000本につき1,070円</p> <p>イ 加熱式たばこの課税標準は製造たばこの本数とし、その本数は次の方法により計算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p> <p>(ア) 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間</p> <p>a により換算した紙巻たばこの本数に0.8を、b及びcにより換算した紙巻たばこの本数にそれぞれ0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数</p> <p>a 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>b 加熱式たばこの重量（フィルター等に係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>c 加熱式たばこの小売定価に相当する金額（消費税に相当する金額及び地方消費税に相当する金額を除く。）を紙巻たばこ1本の金額に相当する金額として計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(イ) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間                      (ア) aにより換算した紙巻たばこの本数に0.6を、(ア) b及びcにより換算した紙巻たばこの本数にそれぞれ0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数</p> <p>(ウ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの間                      (ア) aにより換算した紙巻たばこの本数に0.4を、(ア) b及びcにより換算した紙巻たばこの本数にそれぞれ0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数</p> <p>(エ) 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの間                      (ア) aにより換算した紙巻たばこの本数に0.2を、(ア) b及びcにより換算した紙巻たばこの本数にそれぞれ0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数</p> <p>(オ) 平成34年10月1日以後                      (ア) b及びcにより換算した紙巻たばこの本数の合計数</p> <p>2 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正                      旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例措置について、適用期限を平成31年9月30日まで延長する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施行期日 平成30年10月1日。ただし、                      3の一部については、条例の公布の日、平成31年1月1日又は平成32年4月1日                      1(2)イ(イ)については、平成31年10月1日                      1(2)ア(イ)及びイ(ウ)については、平成32年10月1日                      1(1)については、平成33年1月1日                      1(2)ア(ウ)及びイ(エ)については、平成33年10月1日                      1(2)イ(オ)及び3の一部については、平成34年10月1日</p> </div>
2	地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税等の不均一課税の対象となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の期限を延長するものである。</p> <p><b>【主な内容】</b>                      事業税等の不均一課税の対象となる地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の期限を平成32年3月31日まで延長することとする。                      (施行期日 条例の公布の日)</p>

番号	題名	提案課	概要
3	地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例	税務課	<p>地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するため、不動産取得税及び固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>1 趣旨（第1条関係）</p> <p>地方税法の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（以下「地域経済牽引事業促進法省令」という。）に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画に定められた促進区域（以下「促進区域」という。）内に設置した者に係る県税の課税免除について、岡山県税条例の特例を定めるものとする。</p> <p>2 不動産取得税の課税免除（第2条関係）</p> <p>(1) 知事は、地域経済牽引事業促進法省令に規定する同意日（当該同意日の同意が平成31年3月31日までに行われたものに限る。以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、対象施設を促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者（以下「施設設置者」という。）については、その者の申請により、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除することができることとする。</p> <p>(2) (1)により不動産取得税の課税免除の申請をする施設設置者は、必要な事項を記載した申請書を、岡山県税条例の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならないこととする。</p> <p>3 固定資産税の課税免除（第3条関係）</p> <p>(1) 知事は、施設設置者については、その者の申請により、当該対象施設の用に供する構築物（同意日以後に取得したものであって当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）である大規模の償却資産に対して、市町村が最初に固定資産税を課すこととなる年度以降3箇年度内において課する固定資産税を免除することができることとする。</p> <p>(2) (1)により固定資産税の課税免除の申請をする施設設置者は、必要な事項を記載した申請書を、岡山県税条例の規定による申告をする際に、知事に提出しなければならないこととする。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>

番号	題名	提案課	概要
4	岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	市町村課	<p>公職選挙法の一部改正に鑑み、岡山県議会の議員の選挙におけるビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>岡山県議会の議員の選挙における候補者は、当該候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、所定の金額の範囲内で選挙運動のために使用するビラを無料で作成することができることとし、県は、当該ビラの作成に係る有償契約の相手方に支払うべき金額を支払うこととする。</p> <p>(施行期日 平成31年3月1日)</p>
5	貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例	医療推進課	<p>介護保険法の一部改正に鑑み、看護学生奨学資金の返還に係る債務の免除の要件に介護医療院において看護業務に従事することを加える等所要の改正を行うものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護学生奨学資金の貸付けを受けた者の返還に係る債務の免除の要件に、介護医療院において看護業務に従事することを加えることとする。</li> <li>2 その他規定の整備を行う。</li> </ol> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
6	岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	長寿社会課	<p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>岡山県国民健康保険財政安定化基金条例において引用する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>